

午前9時25分 開会

○宮本会長 おはようございます。

令和4年5月の農業委員会定例会を行います。

全員出席ということで、ありがとうございます。

時間的にちょっと早いですが、ただいまより議事を進行していきたいと思います。

本日の署名人は、西山委員、石川委員でよろしくお願ひします。

また、発言のある方は挙手をお願いしたいと思います。

では、事務局どうぞ。

○事務局 おはようございます。では、よろしくお願ひいたします。

それでは、5月の議案第1号から進めさせていただきます。

農地法第5条第1項の規定によります許可申請が4件ございました。

農業委員会受付は、令和4年4月28日及び5月2日でございます。うち3件が使用貸借権の許可申請、1件が所有権移転の申請となります。

1件目、土地所在地は、字●●、番地は●の●、面積は333平方メートルでございます。貸し人は、実の母であります宇多津町浜●番丁●番地●、●●●●様でございます。地目は畑、現況は宅地のようになってございます。借り人は、お子様でございます東京都●●市●●町●の●、●●●●様でございます。転用目的は、カーポート及び物置でございます。水利につきましては、新池水利の同意をいただいております。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○宮本会長 今、事務局のほうから水利、承認いただいております。隣地の承認はどうですか。

○事務局 これも併せていただいております。大丈夫です。

○宮本会長 分かりました。

今、報告ありましたように、カーポートと物置ということで、水利、隣地承認もいただいていると、同意もいただいているということです。何か意見、質問ありましたら一括でお受けします。

特にございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○宮本会長 異議なしということです。許可ということで進めさせていただきます。

○事務局 それでは、2件目に入らせていただきます。

所在地は、字●●、番地は●●番●で、面積は404平方メートルでございます。貸し人は、実の父であります宇多津町●●番地●にお住まいの●●●●様でございます。地目は田、台帳、現況とも田でございます。借り人は、御子息、●●市●●町●●番地●、●●●●様でございます。転用目的は、分家住宅となっております。水利につきましては、長縄手水利の同意をいただいております。また、近隣の同意も併せて頂戴いたしております。御審議のほどよろしく願いいたします。

○宮本会長 今、事務局の説明ありました。

意見、質問等ありましたら。

1つ、私のほうから、議案第2号に同じ貸し人、申請人の方がおられますが、これとの相対関係というのはどういうふうになりますか。ちょっと、できればこれを一緒にやっていったらやりやすいかと思っております。

○事務局 かしこまりました。ありがとうございます。

そうしたら、議案第2号と並行して説明させていただきます。

この議案第2号の4条の関係につきましては、3ページ目です。

まず、ここで先ほど御説明させていただきましたように、御子息様が分家住宅を建てられるということで進めさせていただく中で、本来は進入口並びに宅地というふうな見栄えと、現況がそうなにもかかわらず、実際の地目は田というようなものでありまして、この家を建てられる折に4条申請を申して、遡及して新たに許可をいただきながら、正しい方向で進めていきたいということでの4条申請になろうかと思っております。

○宮本会長 ということは、まとめますとこの5条申請をするに当たって、4条申請が無許可でやっていたというのが判明しましたと。それで、そのあたりをちゃんと法にのっとったようにしたいというので4条申請を出してきたという経緯と受け取ります。

○事務局 そのとおりでございます。

○宮本会長 この4条申請につきましては、当然水利とかそういう関係はいかがですか。

○事務局 特段、迷惑がかかるような状況ではないですが、ある程度やはり許可をする上で立入検査というか、ここで言いますと大坂委員とか、町のほうも一緒に立入りをさせていただいておる次第でございます。特に、大きな支障はなかったというふうに私もお聞きしております。

○宮本会長 分かりました。

ちょっと、話飛びましたが同一人物だったので、私のほうが周囲の環境も含めて質問さ

せていただきました。

以上、この5条の第2番と4条申請につきまして、改めて意見、質問等ありましたら、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○宮本会長 水利同意いただいていますので、特に問題なかろうかと思えます。

そうしたら、許可ということで進めさせていただきたいと思えます。

○事務局 では、3件目に入らせていただきます。

所在地は、字●●、番地は●●番●と●●番●で、面積は●●番●が677平方メートル、●●番●が181平方メートルでございます。合わせて858平方メートルでございます。貸し人は、宇多津町●●番地●の●●●●様でございます。地目は田、台帳、現況とも田でございます。借り人は、隣接にお住まいの宇多津町●●番地、●●●●様でございます。転用目的は、資材置場となっております。水利につきましては、中池水利の同意をいただき、また近隣の同意も併せていただいております。御審議のほどよろしく願いいたします。

○宮本会長 本件につきまして、意見、質問等ありましたら。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○宮本会長 異議なしということです。では、本件を許可ということで進めさせていただきます。

○事務局 それでは最後、4件目に入らせていただきます。

所在地は、大字●●、番地は●●番●で、面積は173平方メートルでございます。貸し人は、宇多津町●●番地●の●●●●様でございます。地目は、台帳では田、現況は畑でございます。借り人は、娘婿様の●●市●●町●丁目●番●号、●●●●さんでございます。転用目的は、分家住宅でございます。水利につきましては、津の郷水利の同意をいただくとともに、宮本会長も現地のほうで確認をさせていただいております。御審議のほどよろしく願いいたします。

○宮本会長 水利の立会いも終わりました、町の立会いも終わったということで伺っております。

皆様、御意見、質問等ありましたら。

ちなみに、これ173平米ですが、隣に●●番地というところが、たしか雑種地という形で、これを合わせ地として家屋を建てるというふうに伺っております。

ありますか、質問なしですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○宮本会長 そうしたら異議なしということで進めさせていただきます。許可ということで進めさせていただきます。

○事務局 ありがとうございます。

それでは、次に入って行ってよろしいでしょうか。

○野田委員 すいません。

○宮本会長 どうぞ、野田委員。

○野田委員 3号で、ちょっと後ろに戻りますけど、常井鉄工の斜め前の、今日通ってきたんですけども、宅地にしてしまっています。砂利入れて、もう駐車場になってしまっていますが、これ田から田ということで。

○宮本会長 2ページ目のこれですか、5条申請の番号2番ですか。

○野田委員 3番の●●●●さん。所有権、●●●●さん。この現場が、もう宅地にしてしまっていて、多分さっき通ってきたら、●●から西行って……。

○事務局 多分、野田委員あれだと思います。実は……。

○野田委員 先に工事が始まったんですか。

○事務局 いや、今年最初のうちだったと思います。1本下に●●の議案があったと思うんですけど。

○野田委員 ありました、ありました。

○事務局 ●●さんの許可が下りているので、多分そこは今そういうふうになっていると思います。こちらの●●さんのところは、まだ多分手つかず。

○野田委員 隣ですか。

○事務局 隣になります。だから、見栄えは、ああこれかなというふうに見えるんですけど、実際そこはもう●●さんの倉庫というふうな形で、もう許可が下りて作業に入られるというふうなことです。今回出したところは、まだ現況のままになつておられると思いますので、そこだけよろしくお願いします。先にされてしまうと、私らも嚴重注意に行かないといけないので、一応委員会がある前には確認は既にさせていただいておられると思いますので、そういうことだと思います。

○野田委員 また、帰りに見ときます。

○事務局 よろしく願いいたします。どうもすいません、ありがとうございます。

○野田委員 隣ですね。

○宮本会長 今、野田委員が、ちょっと今日そのように注意深く見ていただいているのは、大変立派なことだと思います。過去にも、地目と現況が合わないということで立会人って私もしたことがありますので、各委員におかれましては、現況と地目をよく確認していただき、また近隣に申請書が出たときに、議案に入るまでにほぼ一月ありますので、そのあたりもよく注意していただければありがたいかと思います。

ほかにございませんか、よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○宮本会長 よければ、次の議案に移りたいと思います。

○事務局 ありがとうございます。

それでは最後、その他のところに入らせていただきます。

先月の委員会におきまして、宇多津町農業経営規模拡大促進事業の補助金の交付要綱について御審議いろいろと、今後は見直していかないといけないということで、皆さんの御意見を伺ったところでございます。

お手元に、当初のものと前回皆様方から頂戴いたしました変更したほうがよいのではないかという内容を、赤字で追記させていただいたものがお手元に行っていると思いますので、そのあたり目を1回通していただいて、それで行っていいのか、またはもう少し手を入れていったらいいのかということで御議論いただけたらというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

あとは、もう会長さんにお任せしますので、よろしく願いいたします。

○宮本会長 まず、手元の資料を皆さん確認してください。

補助金交付要領というのと、先月皆さんに審議いただきました、その裏に変更案というのがクリップで留められていると思います。まず、その手元の資料を確認してください。行き渡っているかどうかを確認してください。ありますか。資料たくさん配付されてますので、まずゆっくり確認してください。

○石川委員 ちょっと、よろしいですか。

○宮本会長 石川委員。

○石川委員 その他の議題の案内で「農業規模拡大推進事業」となっていますが、この議案のほう、これは「促進」となって。

○宮本会長 議題の漢字が間違っています。「推進」じゃなくて「拡大促進」です。

事務局。

○事務局 促進ですね。

○宮本会長 事務局、ここの議案のその他、これが「推進」じゃなくて「促進」。

○事務局 大変申し訳ございません。

○宮本会長 指摘、石川委員。

○事務局 ありがとうございます。

○宮本会長 皆さん、手元に資料御確認できましたか。

では、説明に入ります。

もともとの要綱と、変更案ということで、変更案のところ为先月の委員会で皆さんの意見を集約して、赤字で下に下線、赤の線で示しているところが変更案です。これを読んでいただきまして、このままで行くか、あるいは修正するか、また意見がありましたらということで、本日の議案とさせていただきます。

まず、資料として今お手元にお配りしましたので、時間的にちょっと確認していただいてから入りたいと思います。

まず、黙読でもしていただきます。確認してください。

よろしければ、読み上げます。

変更案のところを見ていただきまして、第2条です。第2条（1項）です。3行目、4行目です。経営農地面積が50アールを超えるもの「施設園芸の場合は別途考慮する」というところを追記しました。

それから、第3条のところです。4行目です。ここに、なお借受け希望者が6年未満の設定期間を希望している場合は、3年以上であれば賃借等の満了時に更新の協議を行う旨、協議を要件として可能なものとするが追記されました。これは、中間管理機構のところで新たに原則3年以上もいいですということで、このような文書を新たにいただきましたので、当町のほうもこれを適用し、できれば使い勝手のよい短期間の設定が可能にするような文章に変更するという追記しました。

以上が審議いただきました変更点です。

変更点の確認はいただけたと思います。いかがでしょうか。

○石川委員 ちょっと、よろしいですか。

○宮本会長 石川委員、どうぞ。

○石川委員 3条の追加に、赤字のところありますね。3年以上であればという、3条。

これと、7条の(4)と何か相反するというか、矛盾するという事は起こり得ませんか。

○宮本会長 7条の(4項)ですか。

○石川委員 これは、6年以内に当該地を返還ということになっているけど、こちらは3年あれば同意というか、更新の協議を行うということ为前提として許可するとなっているんですが、これ7条によると6年というのが生きてるわけですね。そうすると、ここで協議をしたから、私はもうやめるといったときは、7条の(4)になるんですか。

○宮本会長 分かりました。今、御指摘いただいております、皆さん見てください。第7条(4項)です。これは、現状の6年という期間を設定しております。それに対して、早く返せば補助金の交付の全部または一部を取り消すということに抵触する項目ということで、ここも修正が必要かと。御指摘ありがとうございます。そのとおりだと思います。

これで行きますと、私の意見としましては、設定が3年以内に返還される場合、もしくは両方で期間を設定した場合における期限内に返還した場合というような文章に置き換わらなければ、ちょっと3条と矛盾するという御指摘だと理解しますが、石川委員そういうことでしょうかね。

○石川委員 これ3年で許して、ここで6年っていう、この不合理。

○宮本会長 当然、これちょっと矛盾しております。そのとおりだと思います。

元へ帰りますが、3条の変更点のところ、これはまず原則6年ですが短期間を希望する場合は3年以上と、すなわち幅として3年から6年というのを設定だろうというような文章になっております。これに対して、7条の4項は6年ということでありますので、例えば4年を設定した場合であれば、4条の7項に抵触するという御指摘なんで、この「設定後6年以内に」の文章を「設定期間を短縮した場合には」というような文章に変更すればいいかと思いますが、いかがですか石川委員。

3年から6年という幅があります。今度の変更点では。だから、7条の4項において、その数値がここへ規定することはちょっとできるかどうかというので、設定期間内に返還した場合というふうな文章に変えれば適合するかなとは考えますが。どのような文章に変えたらよろしいでしょうか。

○石川委員 「設定後6年」というのを「設定期間以内に」という形に連動しておかないと。

○宮本会長 数値を出さなくて。設定期間以内ですね。ありがとうございます。定量的な

数値の6というのを外して、3条で3年から6年という幅を持たせてますので、ここの7条の4項をその設定した期間以内に農地を返還またはという文章にすれば整合性が立つかというふうに考えますね。今の件いかがでしょうか。

石川委員、どうぞ。

○石川委員 附則の2項、平成36年3月って、これ新しく変更するならここも令和に変えておいたほうがいいかと思います。

○事務局 そうですね。変えます。ありがとうございます。

○宮本会長 今回の石川委員の御指摘は、一番最後のページです。

附則の2番です。この要綱は平成36年3月31日限りその効力を失うという文面に対して、これが新たに要綱の変更を行えば、効力の期日を変更するべきじゃないかという意見です。これも皆さん御審議ください。

石川委員、どうぞ。

○石川委員 この要綱は、もともと時限立法っていう。

○宮本会長 ああ、そうです。

○石川委員 5年なら5年、6年なら6年ということで定められているやつですか。

○宮本会長 そうです。今、その上に書かれている平成30年4月1日以降に適用するという形で、平成30年4月1日からの適用というふうに理解しております。すなわち、6年間の今言われた時限的なものというふうな要綱です。

石川委員、どうぞ。

○石川委員 3条で6年っていうのを決めているわけですよ。ここのところ公布が平成30年4月1日、これで6年だから36年で効力を失うと、これは分かるんですが、これは30年4月1日に認められたものだけを対象にしているなら分かるんですが、これより後に申請か何かがあって、こういう農地を認めると。それだったら、それから何年っていうのが出てきますよね。3年から6年の。そのときに、この最後の平成36年というやつとの整合はどうなりますかね。

○宮本会長 これ、私の理解をちょっと申し上げたいと思います。

この要綱ができました平成30年4月1日からこれを適用しますよ。極端に言いますと、30年4月に申請で適用しました。6年、この6年というのは中間管理機構がまず6年というのに準じて宇多津町も6年を賃貸借の期限というふうに設定しました。それが、たまたま6年で失効するという数字は合致するんですが、極端に言いますと平成36年2



月の時点で適用申請を受けて申請した、委員会で申請を許可したものは、それから6年は作ってくださいよ、この交付金要綱に適用されますよという、私はそういう理解でした。すなわち、36年3月31日以降に出てきた申請というのは受け付けられませんよという文章の理解というふうに考えております。今の現状の文章はですね。

○石川委員 このニュアンスの出発点のところで、この最後の36年が出発点のところでいきるといふ訳ですか。

○宮本会長 そうですそうです。だから、36年2月に申請が出されて許可されたものは、それから6年間はこの要綱の中に適用されてますよ。当然、お金は支払いされますよというふうに理解を私はしたんですけども、事務局どうですかね。

○石川委員 これ法律的に、要綱というものがいつで効力を失うとかと言われたら、それから後になるものは全部ペアになって適用されないはずだけど、最後のところで成立をして、それから6年はこの後より来るんだってという解釈は成り立たないのではないですか、法的には。

○事務局 そうですね。

○石川委員 要綱がいきている間に申請もし、決定もし、できるわけだから、要綱がしんでしまったら、逆に言うと36年に近いときに6年という申請が来たら受け付けられないということにはならないんですか。

○宮本会長 そうしたら、一番最初から瑕疵がありますね。それであれば。その説から行きますと。

大坂委員、どうぞ。

○大坂委員 通常が、こういう事業の失効はいついつまでしか効力を失うとかというように附則にもほとんど見たことないですね。実際、この事業を継続していく場合に、改正したときに、ここの一部を変更しましたよという日付は入っていくけれども、「限りその効力を失う」というような、こういった要綱というのは見たのは初めてですね。

○事務局 そうですね。なかなかないと思います。期間制限みたいなものは、多分ないと思います。

○大坂委員 これは、もう失効する場合には、本年で一応受付を終了して、今まで受けた分については、そこまでは効力を保つというふうな格好が普通ですね。

○事務局 大抵はね。

○大坂委員 やめるときも。今、去年受けたから、それから6年後までは一応この事業は

継続するけども、この事業をやめてしまうときには、そのときにそういう変更をして、今受付している、実行しているものについては、効力はその年まで、その事業の終了年度まで効力は保つとかというのはあるけど、これもうここでやめてしまうというような分はあまりないですね。

○事務局 そうですね。恐らく……。

○大坂委員 実際は、これをいつまで継続するのかわからないけれども、この第2項は本来必要ないですね。ただ、この事業をもう今年でやめようかというときには、1件でも2件でも、その年に申請があったら、もう今後は受付しませんよという話になるのではないですかね。

○事務局 そうですね。今回改正をするのは、皆さんにこれを活用していただくというのが大きなたてりだったと思うんです。ですので、これをやめるとかという話をここへ出してくること自体が、後ろ向きかなというふうには思います。ただ、農地機構から原案が来ていて、これに触れていると思うので、大体それにあわせてこれをに入れておると。

○大坂委員 この第2項の要領の「限りこの効力を失う」というやつは、削除したらいいんじゃないですかね。

○事務局 ここでは必要ないですよ。前向きに皆さんに活用していただくという中でやるのであれば。

大坂委員 実際にこの要綱が何年に変更したという形で残して、実際にこの事業が必要ないというときには、何件か上がっている分の最終年度をもって、6年後にもうこれは事業をやめますよという話でなかったらいけない。第2項は外すのが適当だと思う。

○事務局 どうですかね。

○宮本会長 ほかに御意見ございませんか。

今、大坂委員のほうから指摘がありました附則の第2項の「限りその効力を失う」という文章、これを削除したらどうかという一つの質問と、もう一つは施行期限の要綱が変更された場合には、いつからの要綱変更は施行するかという文章がないのではないかとということで調べました。

○宮本会長 助成の文書の中にあるかと思いますが、私の手元には改正した部分の要綱がございます。それで、今大坂委員が指摘しました附則ということで、1回改正をされております。一部改正が、これは令和2年4月1日に要綱が第12項で改正されております。これは、たしか金井さんが事務局長のときの文書ですが、それには附則で改正をしたとい

うふうな文章があります。これはこれでいいと思いますから、今後本件、今皆さんで議論していただいて改正した場合は、例えば令和4年7月1日から施行するというような文章を続けていけばいいと思います。

ちょっと、事務局調べに行きましたので、少々お待ちください。

お待たせしました。実は令和2年4月1日にこの要綱が一部改正になっております。今、手元に配付しています分で最後のページですが、これが欠落していましたので今手元にお配りしました。

大坂委員が2点指摘されましたところの一つですが、附則のところの施行期日、改正なった令和2年のところに追記したのですが、この要綱は令和2年4月1日から施行するというふうに、順次改正が行われればこの下に日にちを追記するというふうな要領になっております。それで、今探していただいて、今現状、こうなっていますということで修正していただきたいと思います。

元へ帰りますが、この効力の執行のところの文章、これは削除可能かということで、今再度議論させていただきたいと思います。

大坂委員。

○大坂委員 この附則の、この前のページの文面は、前回少し直したから行数が変わっているんですね。

○事務局 そうです。

○大坂委員 それだけの意味ですね、様式が変わっているのは。だから、中の前のページの分が変更後の分に寄って、少し行数が増えたりしているわけですね。今度実際にはまた、令和4年の○月○日変更ということで配付と。それで、この効力を失うというやつをこのままにしておくのはよくないですね。効力を失うというのは、もう済んでいますね。今回の分で。

○事務局 そうですね。

○大坂委員 ほなけん、実際今度これ令和4年にリンクをしたら、この効力を失うというやつはもう過去になっているから、抹消されたのと同じ理屈にはなるという理解でいいんですかね。継続していつているから。

○宮本会長 そうしたらいいですか、大坂委員。

ちょっと、私のほうでまとめさせていただきますと、附則の施行期日の2項目、この要領は「平成36年3月31日に限りその効力を失う」という文章を、まず削除するという

ことで皆さんいかがでしょうか。

○石川委員 それはできないんじゃないですか。これ附則という形で過去のやつはいきておりますから。その辺は絶対、だから2番目の附則で施行期日しか書いてないから、これ本来は一部改正と書いて、それでこの要綱を施行するとき施行日と。もし要綱のこれを無くすんだったら、無くすというのをそこで書けばいい。

○宮本会長 そうですね。文章は残して。

○石川委員 残しておかないとまずい。

○宮本会長 過去の文章はそのまま残して、下に上記文章は廃止するとか、何かそういうふうな形にしておかなければ……。

○石川委員 一部改正っていう改正の中身ね。中身は、ここに書くわけですから、だから1つが施行期日、そして何年の附則2を削除ということを書いとけばいい。

○宮本会長 経歴が全部残ると、経緯が残るという形です。いかがでしょうか、今の提案いただきました。

○大坂委員 それでええと思う。

○宮本会長 分かりました。

○大坂委員 今回施行、この要綱の一部変更をするときに、第2項平成36年3月31日限りでこの効力を失うについては、削除とかという文面で残したらいいということですね、石川さん。

○石川委員 何年何月附則第2は削除っていうような、最新の施行のところで書けばいい。施行期日という表題を書いているからおかしいんであって、一部改正という表題にして、施行日はいつからというのと、何年の附則の第2号、これは削除と。

○宮本会長 ありがとうございます。

○石川委員 いずれにしても、そのところで本文のところには、もうないわけだから。ここで提案されたときに、本文は改正された本文が対ているんで、そこには対てない。それを見れば分かるんです。書かなくてもね。いつ施行するというのを、ただ親切に外しましたということをよく分かってもらうためには書いておけばいい。

○宮本会長 ありがとうございます。

その他なければ、今2点、第7条4項の期間「6年」の部分を「期間以内に」というふうに修正する。

次に、附則の第2項の「効力を失う」という文章を、その次の施行期日の改正のところ

で全条文を削除するというような趣旨の文面に変えるということで、本日改正の意見として取りまとめたいと思います。

なお、事務局これを織り込んだものを、再度変更案として作ってください。

○事務局 分かりました。

○宮本会長 よろしく申し上げます。

また、これ先月も申しあげましたように、2名の方が欠席されていまして、皆様の意見をできるだけ反映したいということで、重要な案件ですので、再度皆さんよく見ていただいて提案いただければ、それもまた考慮したいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次回、事務局のほうで変更案、今のこれを織り込んだ変更案をまた提示させていただきたい。

石川委員、どうぞ。

○石川委員 今、変更案って言われたけど、これ変更という言葉はちょっと不便だから、一部改正案にさせていただいたほうがいいですね。

○宮本会長 ありがとうございます。では事務局、変更案じゃなくて一部改正案という形で皆様に提示していただきます。

○事務局 かしこまりました。ありがとうございます。

○宮本会長 よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○宮本会長 では、次の議案に移りたいと思ひます。

○事務局 それでは、最後に多面的機能支払交付金ということで、先月の会からスライドしていますが、お手元に資料がいておると思ひます。今回、担当の保武のほうからその内容について説明をさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○宮本会長 ちょっと待ってください。

たくさん資料がありますので、私も混乱しております。まず、皆さん手元の資料を確認してください。宇多津町多面的機能支払交付金交付要綱というのがあります。まず、手元に資料ございますか。よろしいでしょうか。これは、3月の委員会のときの資料として、皆さん手元にこういうものをお配りしていると思ひます。これについての説明を兼ねて、今交付要領というのを宇多津町につくりました。その説明を受けたいと思ひます。

資料、手元にお配りしましたので、要綱と一緒に参考にしていただいて、議論していた

だきたいと思います。よろしく申し上げます。

○事務局 それでは、このしおりの多面的機能交付金のあらましから説明させていただきます。

前回、初めにというところから説明させていただきました。本町は、農地維持支払交付金、この赤い部分で囲っている部分、こちらが申請対象となっております、こちらを申請しています。農地維持支払交付金の2ページに、農地維持支払交付金の活動例等が載せてあります。

地域資源の基礎的な保全活動や地域資源の適切な保全管理のための推進活動が交付金の対象になっています。

4ページに、具体的な内容が書かれています。

実践活動としては、ため池の草刈りが主になっています。

2番の推進活動としては、不在村地主との連絡体制の整備や地域住民との意見交換、ワークショップ、交流会等が推進活動の内容となっています。

5ページや6ページ、こちらについては対象としてはないので飛ばしております。

7ページにつきまして、農地維持支払交付金の対象としては、1番の農地維持支払いという部分が対象になっています。交付単価としては、田んぼで10アール当たり3,000円というふうになっています。

11ページを開けていただいたら、活動の手順ということになっています。

こちらを活用するに当たって活動組織を設立し、5年間の事業計画を作成し、申請書類を提出という流れになっています。

このしおりの説明については以上になっています。

対象ですけれども、こちら以前は農業振興地域のみとなっていて、本町は使えなかったのですが、令和3年度から防災重点ため池が対象となったことにより、本町も使えるようになりました。

令和4年度から前池と奥池が手を挙げていただきまして、活用予定となっております。たちまちは、前池さんのほうは活動組織を立ち上げまして、今申請もいただいて概算支払い予定になっています。

こちらの宇多津町多面的機能支払交付金の交付要綱ですけども、基本的にこちらに基づいてお支払いする流れとなっています。

○宮本会長 事務局いいですか。

実は、農業委員会でアンケートを、皆さん1年掛かってアンケートを取りました。そのアンケートに対する対策というので4つの項目を設定しました。町長、議長にも案内と、報告という形で皆さん報告させていただきました。その4つの項目のうちの、今前段で議論していただきました交付金、これは4番目。3番目が、地域の集団農業関連、井手ざらいとか池の草刈り等に対する補助金制度の新設を検討すると。その他、くどいようですが担い手の育成の補助金の申請とか機械の補助金の申請、あと2つあるのですが、今言いました3番目の井手ざらい、池の草刈り等に対する補助金制度の新設を検討するという事で、皆さんから集約した意見で動いております。

その関連といたしますか、たまたまといたしますか、今事務局のほうから令和3年で、本来はこの多面的機能交付金というやつは、7ページの4番、対象となる農用地の下に農地維持支払及び資源向上支払交付金の算定対象としまして、農振農用地域内の農用地に対してこの交付金を払いますよという感じでしたが、今言いましたように、令和3年から変更になりました。これを事務局のほうも大変よく調査していただきまして、これが町内で対象として使えるではないかというふうにもいろいろ検討していただきまして、つくったのが、今手元にこのA4の分ですが、宇多津町多面的機能支払交付金交付要領というのを、これはもう策定できたんですね。

○事務局 そうです。

○宮本会長 最後のページにあります、施行期日、この要綱は公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用するという形で要綱を策定しております。これは、条例ですかね。

○事務局 条例です。

○宮本会長 これは条例ですので、議会のほうへ3月の議案として提案し、了承をされたという経緯を補足として説明しておきます。

要綱について、今皆さん手元に資料として初めて提示しましたので、これを読んでいただけますか。よろしくをお願いします。

○事務局 趣旨、第1条、宇多津町多面的機能支払交付金（以下「交付金」という）の交付については、多面的機能支払交付金実施要綱（平成26年4月1日付25農振第2254号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という）多面的機能支払交付金実施要領（平成26年4月1日付25農振第2255号農林水産省農村振興局長通知）に基づき行うものとし、この要綱の定めるところによるものとする。

交付の目的、第2条、町は実施要綱別紙1に定める対象組織が行う事業に要する経費につき、交付金を交付するものとする。

第3条、交付の対象経費及び交付額は、別表に掲げるとおりとする。

交付申請、第4条、対象組織の代表者（以下「補助事業者」という）は、第2条の規定による交付金の交付を受けようとするときは、毎年度別に定める期日までに交付申請書（様式第1号）に町長が必要と認める書類を添え、町長に提出しなければならない。

交付決定、第5条、町長は前条の規定により提出された交付申請書を受理したときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、交付金を交付すべきものと認めたときは、交付金決定通知書（様式第2号）により補助事業者に通知するものとする。

2、町長は前項の交付金の交付を決定する場合において、交付金の交付の目的を達成するために必要があるときは条件を付することができる。

事業の変更、中止または廃止、第6条、交付金の交付を受けて事業を実施する補助事業者は、補助事業を変更し、中止または廃止しようとするときは、変更（中止または廃止）承認申請書（様式第3号）を町長に提出しなければならない。

2、町長が認める軽微な変更（中止または廃止）承認申請書の提出を必要としない変更は、別表の軽微な変更の欄に掲げるとおりとする。

3、町長は第1項の変更（中止または廃止）承認申請書を受理したときはこれを審査し、必要に応じて現地調査等を行い、必要と認めたときは変更決定通知書（様式第4号）により当該補助事業者に通知するものとする。

補助の事業の遅延等、第7条、補助事業者は交付金に係る事業が予定の期間内に完了しない場合または事業の遂行が困難となった場合には、速やかにその理由及び事業の遂行状況を記載した書類を町長に提出し、その指示を受けなければならない。

事業の遂行状況報告、第8条、補助事業者は交付金の交付の決定があった年度の12月31日現在において、事業の遂行状況報告書（様式第5号）を作成し、当該年度の1月20日までに町長に提出しなければならない。ただし、第13条の規定による概算払請求書の提出をもって代えることのできるものとする。

事業の実績報告、第9条、補助事業者は交付金に係る事業が完了したときは、実績報告書（様式第6号）に町長が必要と認めた書類を添え、速やかに提出しなければならない。

交付金の額の確定、第10条、町長は実績報告を受理したときは当該書類の審査及び必



要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る事業の成果が交付金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを審査し、適合すると認めるときは交付すべき交付金の額を確定し、交付額確定通知書（様式第7号）により当該補助事業者に通知するものとする。

2、町長は交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、期限を定めてその超える部分の交付金の返還を命ずるものとする。

交付決定の取消し等、第11条、町長は次に掲げる場合には、第5条の交付決定の全部若しくは一部を取消しまたは変更することができる。

(1) 補助事業者が法令、本要綱に違反した場合。

(2) 補助事業者が交付金を交付金に係る事業以外の用途に使用した場合。

(3) 補助事業者が交付金に関して不正その他不適当な行為をした場合。

(4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、交付金の全部または一部の交付を継続する必要がなくなった場合。

2、町長は前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する交付金を交付されているときは、期限を付して当該交付の全部または一部の返還を命ずるものとする。

交付金の請求、第12条、補助事業者は第10条の交付金の額の確定通知を受けたときは、速やかに交付請求書（様式第8号）を町長に提出しなければならない。

交付金の概算払、第13条、町長は既に着手した事業で必要と認めるものについて、交付金の概算払いをすることができる。

2、前項の概算払いによって交付金を受けようとする補助事業者は、概算払請求書（様式第9号）に町長が必要と認める書類を添えて町長に提出しなければならない。

交付金の管理、第14条、対象組織は町の交付金を受け、農地維持支払交付金会計を設けて管理するものとする。

2、対象組織は本資金をほかの事業に係る経理と区分して整理しなければならない。

3、対象組織は本資金以外の資金の積立てを行う場合には、別の勘定を設けなければならない。

4、対象組織は本資金を金融機関への預金または貯金により管理するものとする。

5、対象組織は本資金の運用により生じた運用益を資金に繰り入れるものとする。

6、対象組織は交付金について活動計画書に定める活動期間終了年度末の残金の返還を

受けたときは町に返還するものとする。

関係書類の保管、第15条、この交付金に係る帳簿及び証拠書類または証拠物は、交付金の交付が完了した日の属する年度の翌年度から起算し5年間整備保管しておかなければならない。

その他、第16条、この要綱に定めるほか必要な事項は町長が別に定めるものとする。

附則、附則期日、この要綱は公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

別表、第3条及び6条関係事業。

1、農地支払交付金。経費の内容、実施要綱別紙1により対象組織に対し農地維持支払交付金を交付するのに要する経費。交付金の交付額、基本単価10アール当たり田3,000円。軽微な変更、交付金額の増減以外の事業内容の変更。

以上です。

○宮本会長 御苦労さまでございました。

今、手元にお渡ししています資料、この交付要領は、本町の3月の議会条例で制定されたものでありますので、内容につきましてはこれを本委員会で修正とかというのは当然対象にはなりません。多分、今皆さんも私も初めて見ましたので、この内容は文書では分かりにくいところが多々あると思います。類似地域、県の条例とかいろいろ参考にしてつくったというふうには想像できます。

今、事務局のほうからひとつ報告がありましたように、津の郷の前池ですが、既にこの条例施行を受けまして、管理者が設定され、申請も行っているというふうに伺っております。これが、アンケートのところの対策の一つの水路の掃除、ため池の草刈り等の交付金の対象として、この要綱を考えております。

今、事務局のほうから報告ありましたように、今防災関連のため池用の適用ということで、前池と鍋谷の奥池の2つが対象になっております。これで、今言いましたアンケートの交付金の検討というふうの一つは持っていこうと思いますが、皆さんのほうでよく考えていただいて、例えば井手ざらいはどうなるのということとか、いろいろ金額は幾らとか、いろんなことで疑問点多々あるかと思えます。質問、意見等を受けたいと思えます。よろしく御審議ください。

稲田委員、どうぞ。

○稲田委員 都道府県知事が多面的機能の発揮の観点から必要と認める農用地っていうのは……。

○宮本会長 すいません、どちらの。

○稲田委員 7ページのところの。

○宮本会長 あらましのほうの。

○稲田委員 算定対象になる場所ですね。これは、これからまだその年その年で増えて、対象。それとも、こちらから申請を出して向こうで通るといような形になるんでしょうか。宇多津であれば、この前池がなったように、例えばどこかの池がまたなるとか。

○事務局 稲田委員おっしゃったように、今回本来ですとやっぱり農作物を作られている例えば水路、会長が言われたような井手さらいについての補助という形で進めていけたら本当はいいんですが、ないところで何とか捕ってくるような形に今回なったので、その制限の中で災害用ため池という形で宇多津町、9つ今認定されていますが、その中の2つを今回4月で導入して、この基金を利用いただく。それと、その辺の活用の結果も踏まえて、ほかのところの池関連、そういったところで整備ができるのであれば、同じような形で推進していけたらというふうに、国とか県からここまでが限界ですと言われるぐらいまでに持っていきたいと考えております。いつも同じところばかりというのではなく。

それとまた、これは町の考えですけども、今後、水利組合のほうに多少なりともそういうふうな形で今の助成にプラスできるものを探してくるといのか、池だけじゃなくて。微量かも分からないですが、少しでも水利組合の負担が軽減できるような、そういうものを模索して活用できるように持っていけたらと思っておるところでございます。

今回は災害ため池の前池、奥池ということで、取りあえずは進めさせていただけたらということで、該当しないところもあるんですけども、その辺は御理解いただけたらというふうに思っております。よろしく願いいたします。

○宮本会長 大坂委員。

○大坂委員 この事業というのは、最低限5年以上の継続は必要な期間なんですかね。

○事務局 はい、そうです。

○大坂委員 5年ですね。

○事務局 5年です。

○大坂委員 それで、今宇多津町で認定になるのは池掛かりの水田や畑、そういったところが対象ですね。

○事務局 そうです。

○大坂委員 ということは、大東川の水を入れて使うのは、今のところは対象ではないと

ということですね。

○事務局 そうです。おっしゃるとおりです。

○大坂委員 なかなか難しいですね。

○事務局 何をするにも難しくなっています。

○大坂委員 いろんな条件がつく。会計は別にとか、今言う期間は5年が一括りで。

○宮本会長 西山委員。

○西山委員 対象の井手ざらいとかサンプルが出ていたんですが、宇多津の場合はその災害防止関係のため池の補修等のみに限られるということになる。

○事務局 現状ではそんな感じになります。

○西山委員 通常の全般的に、通常の分にしている…。

○事務局 井手ざらいですね。

○西山委員 それには関係はないという。

○事務局 そういうふうに考えていただいたほうが。

○西山委員 あれはまた別に、町の補助金がそれぞれまた出たりしています。それとの重複がどんなふうになるのかと思いましたが、それは関係ないということですね。

○事務局 全くそれとは異なって。

○西山委員 防災関係のみの今回の適用をかけるということですね。分かりました。

○宮本会長 具体的に言いますと、前池と奥池、11あるうちの初段ということで、前池と奥池が対象地域と。これは、今事務局のほうがいきましたように拡大して行って、できるだけ補助金に適用できるように、町もその趣旨は賛同いただいて条例というのができました。

津の郷地区の前池は管理者もちゃんと選定されまして、農家回覧という形で皆さん周知徹底して、貯金通帳も多分もう作って、事務的なものは完璧にできたというふうに個人的には聞いております。奥池のほうもそれでやっていければ、当然補助金出せるような状態にはなってきます。

あと、今西山委員から質問がありましたように、その池掛かりでないところはどうかということ、今後のこの委員会の課題ではあると思います。

事務局もこの条例をアンケートの対策の一つにたまたま並行で進行してつくっていただいたのは、大変な御苦勞いただいたというふうに深く感謝しているところです。今後、池掛かりでないところに対して何かの方策で補助金を見つけていただく、考えていただけれ

ばというのは、皆さんの趣旨だと、気持ちだというふうには伺っております。

西山委員。

○西山委員 これは、毎年交付されるようになるんですか。

○事務局 はい。

○西山委員 そうですか。

○宮本会長 だから、結構数字は申し上げませんが、前池も結構な金額です。

○西山委員 池の面積全体が対象になるんですか。

○宮本会長 ではなくて、池が持っている水田面積に対して補助金という形で。

○西山委員 水田面積はでかいの。

○宮本会長 だから、結構なお金になると思います。

○大坂委員 この前見たじゃないですか。池掛かりだったらここまでの水田は入っという。その範囲内だけだから。

○西山委員 それでいっても、相当なヘクタールに上ってくると思いますけどね。

○宮本会長 だから、町も事務局皆さん苦勞してつくっていただいて、本当にありがたいなあと感謝しております。

○西山委員 私が思ったのは、これ3,000円ですか、長縄手もやる、聖通寺の井手ざらいもやるって、全部交付するといったらものすごい額になるなあと思って。

○大坂委員 50町あったって3,000円で、、、それだけですよ。

○西山委員 でも毎年ですよ。毎年出るとなったら、これすごい金額になる。

○大坂委員 でも、水田は減っていつてる。

○西山委員 でも50町あったら、相当ですよ。

○大坂委員 今、宇多津町は農地どのくらいあるんですか。水田面積。もう70町ないでしょう。

○宮本会長 ちょっと古い話ですが、たしか金井事務局長のときに推進委員というのがあると思うんですが、あれが100ヘクタールで1人というふうに人数制限があります。金井事務局長のときですから3年前ですかね。改選のときに100ヘクタールがちょっと切れるぐらいだというふうな話を伺いました。だから、推進委員は今1人も置いておりません。そういう意味で、そんな話を聞きました。多分手元に資料ないと思うので、ちょっと補足あるんだったら。

○西山委員 長縄手でも四、五十ぐらいあるんじゃないですかね。

○大坂委員 40ヘクタールくらいですね。

○谷川委員 50町くらいだろう、今宇多津は。

○西山委員 県が国へこれで適用させたらものすごい金額が出るから、どうなるのかと思って。

○大坂委員 それ以外に池掛かりになるから。これは、水利の区画割りしたあの分の面積を頭に入れたら。

○西山委員 しかしながら、池掛かり関係の補助金というのは、今まで全体として出ていますよね。

○大坂委員 津の郷でも川津面のパイプ配管しているところ大分ありますよね。ということは、池掛かりと違うということだから、そんなには出てこないでしょう。11号線から北になったら長縄手ですよ。

○事務局 そうですね。

○大坂委員 そしたら、本村東とかあの近辺。それと、前池の周りが、周りといってもパイプ配管が大分あるから、川津面の水田面積になってくる。あと鍋谷方面の池掛かりは面積それほどないですよ。

○事務局 ないですね。

○大坂委員 鴨田川から西だから。

○大坂委員 そう考えると、鍋谷も十楽寺があって、あの辺りも水田で、今言う吉岡の水利が大分入ってきているから。まあ、これを利用してくれるのはいいと思います。

○宮本会長 そうしたら、一応これは条例ということで制定されていますので、交付金は今こういうふうになっていますよという説明としてとどめておきます。

この交付金のあらましというのも参考にしていただいて、また来月でも質問等意見がありましたらお受けしますので、皆さんよく熟読していただければありがたいと思います。

これは、一応アンケートの3項目の井手ざらい、池の草刈りの補助金というものに適用という形で行きたいと思いますので、今後これも皆さんの議論をして、追加なりしていきたいと思います。そういうことで、次に進めたいと思います。来月でも、また意見ございましたら、今の多面的機能の交付金について伺いたいと思います。

多々ありますので、次に移りたいと思います。

次に、ちょっと分厚い資料ですが、令和4年5月20日付の農業委員会関係という形で、この資料を皆さんにお配りしております。よろしいですか。ちょっと、読み上げさせ

ていただきます。これ実は、香川県農業会議のほうからです。各農業委員の方にアンケートを出してくださいという依頼がありまして、このような形で皆さんに意見の提出をお願いします。全文だけ、読み上げさせていただきます。

令和5年度農地等の利用の最適化の推進に関する改善意見、県提出への意見について御提出依頼ということで、これそのまま農業会議から来た文書そのままを私の名前で皆様にお渡しするというございます。提出期限が6月17日ということで、農業委員会の事務局まで皆さんのほうへ依頼していただきたいと思います。

内容につきましては、次のページを開いていただきまして、これが意見を書く欄がございます。次のページ、ここが今県の農業会議からの本文の形でございます。このルール説明すると時間かかりますので、内容を精読していただきまして、今申し上げましたように意見を事務局のほうまで提出していただき、6月20日の農業委員会で取りまとめ、そして農業会議に提出という形にさせていただきたいと思います。

いろいろ項目が多岐にわたっておりますが、私個人的に言いますと、皆さん令和3年でアンケートを大変御苦労していただきました。そのときに感じたことも含めて、この設問にあるような文章に対しての御意見がいただければいいかなあと考えております。当然、私もこれは回答する義務がありますので回答します。そういうことで、非常に忙しい時期ではございますが、よろしくお願ひしたいと思います。万が一、意見がないのであればなしでも結構ですし、来月の農業委員会に出られない場合は事務局のほうにその旨連絡いただければありがたいと思います。ということで、よろしくお願ひしたいと思います。

これで、一応議案のほうは全て終了しました。

何か、その他ありましたらお伺ひします。

よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○宮本会長 では、閉会とします。長い時間ありがとうございました。

午前11時00分 閉会